

保険証の 有効期限に ご注意ください

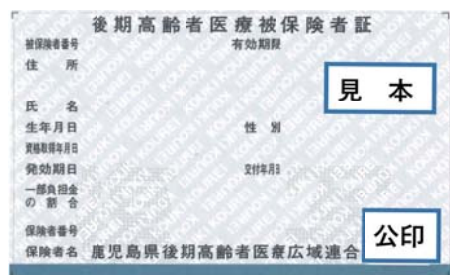
国民健康保険・
後期高齢医療保険証の
有効期限は
7月31日
です

□ 保険証について

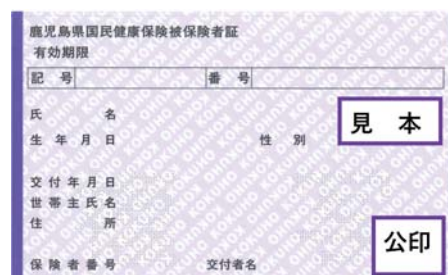
新しい保険証は7月下旬に郵便でお届けします。
(※過年度の保険税(料)に滞納がある方を除く。)

保険証が届いたらすぐに内容を確認し、記載内容などに誤りがある場合や、7月31日になっても保険証が届かない場合は健康増進課までご連絡ください。
今お使いの保険証は8月1日以降使用できませんので、はさみ等をお使いの上確実に処分してください。

後期高齢者医療被保険者証(新)



国民健康保険被保険者証(新)



お問い合わせ先

肝付町役場

健康増進課 ☎ 0994(65)8412 内之浦総合支所 町民生活課 ☎ 0994(67)4511
岸良出張所 ☎ 0994(68)2001

国民健康保険税についてお知らせ

税制改正に伴い、令和6年度以降の国民健康保険税について、以下のとおりに変更になります。

◆ 課税限度額の引き上げ

課税限度額について、下表のとおり変更になります。

| 限度額 | 令和5年度(現行) | 令和6年度(改正後) |
|-----|-----------|--------------|
| 医療分 | 65万円 | 65万円 |
| 支援分 | 22万円 | 24万円 |
| 介護分 | 17万円 | 17万円 |
| 合計 | 104万円 | 106万円 |

◆ 軽減判定所得算定額の変更

軽減判定所得の算定において被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額が変わります。

| 軽減割合 | 令和5年度(現行) | 令和6年度(改正後) |
|------|---|--|
| 7割軽減 | 基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下 | 基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下 |
| 5割軽減 | 43万円 + 29万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下 | 43万円 + 29.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下 |
| 2割軽減 | 43万円 + 53.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下 | 43万円 + 54.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下 |

お問い合わせ先 肝付町役場 税務課 ☎ 0994(65)8414